

大分県特定環境負荷低減事業活動認定要領
(大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の特定認定実施要領)

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「特定実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環第161号。以下「ガイドライン」という。）、「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」（以下「県基本計画」という。）及び「大分県環境負荷低減事業活動認定要領」（以下「県認定実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 特定環境負荷低減事業活動の活動類型

特定環境負荷低減事業活動とは、集団または相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める次に掲げる環境負荷低減事業活動をいう。

なお、特定実施計画の申請及び認定は、県基本計画第3章第3項（2）に定める特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の活動類型に限る。

- （1）有機農業の生産活動（有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動）
- （2）廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動（地域の清掃工場等から排出される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動）
- （3）環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動（産地全体で環境負荷の低減に資する先端技術を備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動）

第3 認定を申請できる者

認定を申請できる者は、第2に規定する県基本計画第3章第3項（2）に定める特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の活動類型の実施に積極的に取り組む意欲のある農林漁業者（農業者、林業者若しくは漁業者）または農林漁業者の組織する団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、農林漁業者が主たる構成員または出資者となっている法人等）であり、かつ法律及び県条例等に違反していない者（以下「申請者」という。）とする。

第4 認定申請に必要な書類等

認定申請に必要な書類（以下「認定申請書類」という。）は、特定実施計画（別記様式1号）、認定申請書（別記様式第2号）、その他必要な書類及び個人情報の取扱いに

関する同意書（別紙）とする。

- 2 申請者は、特定実施計画及び県認定実施要領に基づく環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」）の認定を同時に申請できるものとする。この場合の認定申請書類は、実施計画及び特定実施計画の併用様式（別記様式3号）、認定申請書（別記様式第4号）、その他必要な書類及び個人情報の取扱いに関する同意書（別紙）とする。
- 3 前項の規定による認定申請書類のうち、実施計画の認定等に関する事項にあっては、第5以降の規定にかかわらず県認定実施要領に即して行うものとする。

第5 特定実施計画の認定要件

特定実施計画の認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画第3章第3項(2)に定める特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の活動類型に対応したものであること。また目標が実現可能なものであること。
- (2) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 基本方針第3の1に基づき、集団または相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- (4) 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (5) 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷または生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持または向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (6) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）または乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (7) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (8) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。
- (9) 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (10) 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合は、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

(11) その他、法第 21 条第 5 項、規則、基本方針、ガイドライン及び県基本計画等に則した内容であること。

第 6 特定実施計画の認定申請

申請者は、第 4 の規定に基づく認定申請書類を申請者の住所地または主たる事務所の所在地を管轄する市町村長に提出するものとする。

- 2 提出を受けた市町村長は、特定実施計画等の内容について第 5 に規定する認定要件に則して適当か否かを判断し、認定が適当であると判断されるときは、その旨を明記した意見を付して認定申請書類を管轄する振興局長に提出するものとする。
- 3 提出を受けた振興局長は、特定実施計画等の内容について第 5 に規定する認定要件に則して認定審査を行い、認定することが適当と判断されるときは、審査結果表を付して農林水産部長（農林水産部地域農業振興課）に副申するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、特定実施計画の実施区域が複数市町村にまたがる地域の農林漁業者の組織する団体が申請を行う場合は、直接知事（農林水産部地域農業振興課）に申請できるものとする。

第 7 特定実施計画の認定

知事は、申請された特定実施計画が第 5 に規定する認定要件に即して認定審査を行い、認定することが適当と判断されるときは、当該特定実施計画を認定するものとする。

- 2 知事は、実施区域が複数市町村にまたがる特定実施計画を認定しようとするときは、当該特定実施計画の実施区域を含む市町村長（以下「関係市町村長」という。）の意見を聴くものとする（別記様式第 5 号）。
なお、第 6 の 2 項の規定により認定申請書類を振興局長に提出した市町村長は除く。
- 3 意見を聴かれた関係市町村長は、第 5 に規定する認定要件に則して適当か否かを判断し、必要に応じて、知事に対し意見を述べるものとする（別記様式第 6 号）。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。
- 4 知事は、特定実施計画を認定したときは、申請者に認定通知書（別記様式第 7 号）を交付するものとする。この際、第 6 の 1 項の規定により市町村長に提出した申請者には当該市町村長を通じて、第 6 の 4 項の規定により直接知事に提出した申請者には直接交付するものとする。また関係市町村長に認定を通知するものとする（別記様式第 8 号）。
- 5 知事は、第 8 の規定による協議を経て特定実施計画を認定したときは、農林水産大臣または九州農政局長に認定を通知するものとする（別記様式第 9 号）。
- 6 知事は、特定実施計画を認定しなかった場合は、4 項の規定に準じて、申請者に不認定通知書（別記様式第 10 号）により、その旨を通知するものとする。また関係市町村長に不認定を通知するものとする。
- 7 知事は、当該特定実施計画の実施区域を含む振興局長（以下「関係振興局長」という。）に特定実施計画の認定結果を通知するものとする。
- 8 特定実施計画の認定期間は、認定した日から 5 年（ただし、特定環境負荷低減事業活動の実施期間の終期が認定日から 5 年以内の場合は、当該月の月末まで）とする。

第 8 協議または意見聴取等

知事は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項に規定

する流通合理化事業活動に関する事項が含まれる特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 6 項第 1 号に基づき、農林水産大臣または九州農政局長に協議するものとする（別記様式第 11 号）。

2 知事は、4 ヘクタールを超える農地を含む土地に係る農地転用等に関する事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 12 項の規定に基づき、九州農政局長に協議するものとする（別記様式第 12 号）。

3 知事は、農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村の区域内にある農地または牧草放牧地にかかる農地転用等に関する事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、指定市町村長に協議するものとする（別記様式第 13 号）。

なお、この場合における農業委員会への意見聴取及び九州農政局長への協議は法第 21 条第 16 項の規定に基づき、指定市町村長が行うものとする（別記様式第 12 号）。

4 知事は、補助金等交付財産の活用に関する事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 6 項第 3 号の規定に基づき、九州農政局長に協議するものとする（別記様式第 14 号）。

5 知事は、農地転用等に関する事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 13 項の規定に基づき、関係する農業委員会に意見を聴くものとする。なお、当該特定実施計画について認定したときは、当該農業委員会に通知するものとする。

第 9 特定実施計画の変更

法第 22 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた者（以下「認定者」という。）が当該認定に係る特定実施計画（以下「特定認定計画」という。）を変更しようとするときは、第 6 の規定に準じて、変更申請書（別記様式第 15 号）を知事に提出するものとする。

なお、変更申請書には、規則第 9 条の規定に基づき、変更後の特定実施計画、変更前の特定実施計画の実施状況報告書（別記様式第 16 号）、その他必要書類及び個人情報の取扱いに関する同意書（別紙）を添付するものとする。

2 知事は、変更後の特定実施計画の認定にあつては、第 7 及び第 8 の規定に準ずるものとする。なお、当該特定認定計画の変更の内容に応じて、関係市町村長への意見を聴くものとする。

3 認定者は、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、特定認定計画の軽微な変更をしようとするときは、第 6 の規定に準じて、変更届出書（別記様式第 17 号）により、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は規則第 15 条に掲げるものとする。

（1）氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

（2）特定環境負荷低減事業活動の実施期間の 6 カ月以内の変更

（3）特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について 10 パーセント未満の増減を伴うもの

（4）（3）に掲げるもののほか、地域の名称または地番の変更その他の特定環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

4 知事は、認定者が第 6 の 4 項の規定に準じて届け出た場合は、関係市町村長及び関係振興局長に特定実施計画の軽微な変更内容を通知するものとする。

5 変更認定後の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

第 10 認定の取消し

知事は、認定者が特定認定計画に従って特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、関係機関・団体と連携し是正指導や助言に努めるものとする。

- 2 知事は、是正指導等にもかかわらず、認定の取消自由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合、また特定認定計画の内容に悪質な理由により瑕疵があることが明らかになった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該特定実施計画の認定を取り消すことができる。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当することに留意する。

- 3 認定者が、災害その他の事情により特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になり、第 6 の手続きに準じて、知事に認定取消申出書により申し出た場合は、当該特定実施計画の認定を取り消すものとする。

なお、認定者が申し出ることができない場合は、その家族等が代理人として申し出ることができる。

- 4 知事は、認定を取り消したときは、認定を取り消した者に認定取消通知書（別記様式第 18 号）により通知するものとする。この際、第 6 の 1 項の規定により提出した申請者には市町村長を通じて、第 6 の 4 項の規定により直接知事に提出した申請者には直接通知するものとする。
- 5 知事は、認定を取り消したときは、当該特定実施計画の認定を通知した関係市町村長及び関係振興局長、必要に応じて、他関係機関・団体に認定の取消しを通知するものとする。

第 11 関係機関等に対する情報の提供

認定者に各種の支援策を集中的・重点的に実施するため、第 6 の認定申請において、個人情報の取扱いについて同意を得ている認定者にあつては、必要に応じて、各種支援策を実施する国、県（振興局を含む。）、市町村及びその他関係機関・団体等に認定者の情報を提供するものとする。

なお、同意を得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

第 12 実施状況の報告

知事は、認定者に特定認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた認定者は、第 6 の規定に準じて、実施状況報告書（別記様式第 19 号）を知事に提出するものとする。
- 3 認定期間が終了する認定者は、認定期間終了から 30 日以内に、第 6 の手続きに準じて、実施状況報告書を知事に提出するものとする。

第 13 特定実施計画の再認定

認定者が、実施期間満了後も引き続き、特定環境負荷低減事業活動を行おうとする場合は、直近の特定認定計画の状況を踏まえた新たな特定実施計画により再認定を申請することができるものとする。

- 2 前項の再認定の申請は、原則として、認定期間満了の 30 日以内に、第 6 の規定に準じて申請を行うものとし、第 10 の 3 項の規定に基づく実施状況報告書を添付するもの

とする。

3 特定実施計画の再認定の手続きは、第7及び第8の規定に準じて行うものとする。

第14 特定実施計画等への助言・指導

県、市町村その他関係機関・団体等は、特定実施計画を作成しようとする農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に必要な助言・指導を行い、認定後も特定認定計画の達成を促進するために必要な助言・指導を行うものとする。

第15 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。